

くろまぐろTACの分配について（令和8管理年度）

R8.9.1 水産業基盤整備課

現在、くろまぐろ（小型魚：30kg未満・大型魚：30kg以上）を漁獲することができるのは、**TAC（漁獲可能量）の分配を受けている者のみ**です。

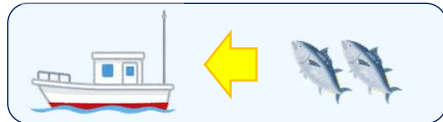
県から分配

定置網漁業

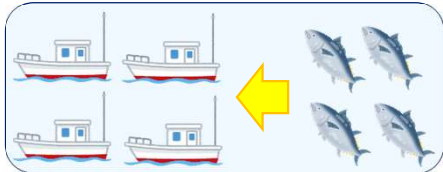
配分されたTACの範囲内で水揚げすることができます。

管理委員会があり、入網が多い定置網には網ごとにTACを配分しています。

それ以外の定置網については、管理委員会内で設定している「共同管理枠」の範囲内で水揚げ可能です。



大型定置：網ごとに枠を配分

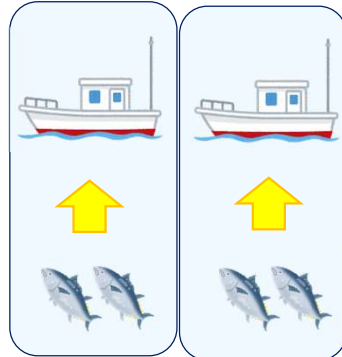


小型定置：多数の網で枠を共有（共同管理枠）

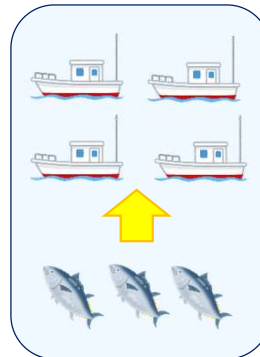
漁船漁業（知事管理）

広域漁業調整委員会の承認を受けた船のみ、配分されたTACの範囲内で水揚げすることができます。それ以外の船は水揚げできませんので、**混獲してしまった場合は速やかに放流してください。**

県内で承認を受けている漁船は、大目流し網漁船9隻、はえなわ漁船14隻、曳縄漁船10隻です。このうち大目流し網漁船とはえなわ漁船については管理委員会があり、船ごとにTACを配分しています。



大目・はえなわ承認船：船ごとに枠を配分



曳縄承認船：多数の船で枠を共有



枠の割り当てなし

その他の漁船：獲っちゃダメ！

国から分配

漁船漁業（大臣管理）

大臣管理のくろまぐろ漁船については、国から1隻ごとにTACが割り振られており、その枠内で水揚げすることができます。



漁業者以外（遊漁など）

小型魚の採捕は禁止、大型魚は届出制となっています。また季節ごとに上限が定められており、採捕停止になることがあります。詳細は水産庁HPなどでご確認ください。

なお、釣ったくろまぐろを市場などで売ることはできません。

参考情報

漁獲状況（水産庁）



遊漁（水産庁）



宮城県HP

